リスク分担表（旧野外活動センター再生プロジェクト事業）

予想されるリスクとその責任分担は、リスク分担表１及び２のとおりとしますが、詳細については、基本協定締結に向けた協議の中で決定することとします。

リスク分担表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 |
| 村 | 事業者 |
| 募集資料 | 募集要領等の誤り又は内容に関するもの | 〇 |  |
| 提案内容等の誤り又は内容に関するもの |  | 〇 |
| 許認可取得 | 必要となる許認可取得の遅延若しくは不可 |  | 〇 |
| 法令・税制変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす変更 |  | 〇 |
| 議会の議決 | 議会の議決が得られない | 双方の責めに帰さない |
| 村民・利用者対応 | 事業者が実施する施設運営や維持管理に起因する苦情・要望・訴訟等 |  | 〇 |
| 村民の反対運動に伴う苦情・要望・訴訟等 | 〇 |  |
| 第三者賠償 | 事業者が実施する施設運営や維持管理の不備に起因する事故 |  | 〇 |
| 施設の瑕疵 | 土地については地中構造物、土壌汚染など、建物についてはアスベストの有無、さらには経年劣化に伴う施設の老朽化など、その他土地及び建物に関する一切の瑕疵 |  | 〇 |
| 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に関するもの |  | 〇 |
| 金利変動 | 金利の変動に関するもの |  | 〇 |
| 需要変動 | 施設の需要に関するもの |  | 〇 |
| 債務不履行 | 村の責めによる基本協定や契約条件等の不履行 | 〇 |  |
| 事業者の責めによる基本協定や契約条件等の不履行 |  | 〇 |
| 不可抗力（自然災害等） | 暴風雨、大地震などの天災、暴動、争乱等に起因する履行不能 | 双方の責めに　帰さない |
| 事業費 | 建築資 材料等の高騰、納期等の遅れ |  | 〇 |
| 施設運営 | 事業者の提案する施設運営に関するもの |  | 〇 |
| 人員確保 | 人員の確保等に関するもの |  | 〇 |

リスク分担表２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | フェーズ | 事象 | 原因 | 対応 |
| 1 | 優先交渉権者決定～基本協定締結 | 事業計画が成立しない（合意できない） | 事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合 | 村は次点交渉権者との交渉に移ります。なお、事業者に故意または重大な過失があると村において判断した場合、村は事業者に対し、損害賠償請求権を有します。 |
| 政策変更など村の責めに帰す場合 | 村は事業を中止する場合があり、事業者は交渉終了権を有します。 |
| 自然災害など、双方の責めに帰さない場合 | 村は事業を中止する場合があり、事業者は交渉終了権を有します。 |
| 協議期間が経過する | 協議の遅延など事業者の責めに帰す場合 | 事業者は延長申請をし、村が承諾する場合は協議延長とし、不承諾の場合は次点交渉権者との交渉に移ります。 |
| 政策変更など村の責めに帰す場合 | 村は協議要請をします。協議が成立せず、著しく協議期間が延長する場合、事業者は交渉終了権を有します。 |
| 自然災害など、双方の責めに帰さない場合 | 事業者は延長申請をし、村が承諾する場合は協議延長とし、不承諾の場合は次点交渉権者との交渉に移ります。なお、著しく協議期間が延長する場合、事業者は交渉終了権を有します。 |
| 2 | 基本協定締結～契約締結 | 事業計画の変更が必要となる | 事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合 | 事業者は変更申請をし、村が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合村は解除権及び損害賠償請求権を有します。 |
| 政策変更など村の責めに帰す場合 | 事業者は変更申請をし、村が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合村は解除権を有します。なお、事業者において著しい計画変更が必要な場合、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有します。 |
| 自然災害など、双方の責めに帰さない場合 | 事業者は変更申請をし、村が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合村は解除権を有します。なお、事業者において著しい計画変更が必要な場合、事業者は解除権を有します。 |
| 事業実施が不可能・著しく困難 | 事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合 | 村は解除権及び損害賠償請求権を有します。 |
| 政策変更など村の責めに帰す場合 | 村は協議要請をし、協議が整わない場合、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有します。 |
| 自然災害や村議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合 | 村と事業者は共に解除権を有します。 |

※「原因」欄における、事業者、村のいずれの責めに帰すべきかは、リスク分担表１に従って判断します。